

令和3年(2021年)4月

家庭数  
枚方市立小中学校  
保護者の皆様

枚方市教育委員会  
おいしい給食課長

## 新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業及び児童生徒出席停止に係る 令和3年度(2021年度)の給食費の取扱いについて

平素は学校給食の運営に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症により、出席停止扱いとなり給食の提供ができなかった場合に限り、令和3年度4月からの給食費を下記のとおりといたします。

### 記

#### 給食費の取扱い

【小学校】出席停止期間の給食回数分を返還もしくは徴収しません。

※返還額は、出席停止期間の給食回数 × 1食あたり給食費 (上限は月額)

既に保護者の皆様より徴収済の場合については、返還もしくは翌月以降で徴収額を変更して対応いたします。

なお、1学期分については、8月以降で返還もしくは徴収額の変更をいたします。

【中学校】出席停止期間の給食回数分の給食費を予約システムに返還します。

返還は、翌月末を予定しています。

#### 対象

新型コロナウイルス感染者発生を受けて、学校の臨時休業等により給食が提供できなかった場合

新型コロナウイルス感染症に係わり、出席停止扱いとなった場合

※ 中学校については、いずれも給食予約者に限ります

※ 就学援助受給者及び生活保護受給世帯については、それぞれより給食費が支給されるため、返還の対象となりません。

#### その他

対象及び期間等に変更がある場合には、改めてお知らせします。

【お問い合わせ】枚方市教育委員会 おいしい給食課  
TEL:050-7105-8030 FAX:072-851-1744  
e-mail:kyushok@city.hirakata.osaka.jp

## ご協力のお願い

コロナ禍の中、学校教育にご理解ご協力ありがとうございます。

さて、左記のとおり枚方市教育委員会より、「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業及び児童生徒出席停止に係る令和3年度(2021年度)の給食費の取扱いについて」給食回数分(1回分230円)の給食費が返還もしくは徴収されない内容の文書が出されました。

これに伴いまして、学校に欠席連絡される際、以下の例を参考にして電話で伝えていただきますようにご協力をお願いいたします。

### 例①

1日目:朝の電話連絡にて、保護者より「体調が悪い。“新型コロナ”かもしれないので、休ませます。」  
➡「新型コロナウイルスによる出席停止」 ➡返金対象

2日目:朝の電話連絡にて、保護者より「昨日病院に行ったら、“夏風邪”と言われました。まだ熱があるので休ませます。」  
➡「病休」 ➡返金対象外

※1日目は「新型コロナ」の可能性を理由に欠席しているため「新型コロナウイルスによる出席停止」となりますが、2日目は「夏風邪」を理由とした欠席のため「病休」とします。同じ症状で欠席したとしても、申し出た欠席理由が違いますので、1日目のみ返金対象とします。

### 例②

1日目:朝の電話連絡にて、保護者より「体調が悪い。“新型コロナ”かもしれないので、休ませます。」  
➡「新型コロナウイルスによる出席停止」 ➡返金対象

2日目以降:朝の電話連絡にて、保護者より「昨日病院に行ったら、“インフルエンザ”と言われました。今週いっぱい休みます。」  
➡「インフルエンザによる出席停止」 ➡返金対象外

※1日目は「新型コロナ」の可能性を理由に欠席しているため「新型コロナウイルスによる出席停止」となりますが、2日目は「インフルエンザ」を理由とした欠席のため「インフルエンザによる出席停止」となります。同じ「出席停止」でも、申し出た欠席理由が違いますので、1日目のみ返金対象となり、2日目以降は「新型コロナウイルス感染症による出席停止」ではないので、返金対象とはなりません。

例③

1日目:朝の電話連絡にて、保護者より「体調が悪い。“新型コロナ”かもしれないので、休ませます。」

➡「新型コロナウイルスによる出席停止」 ➡返金対象

2日目:朝の電話連絡にて、保護者より「まだ、体調不良が続いている。多分夏風邪と思うが、“新型コロナ”だったら困るので、今日も休ませます。」

➡「新型コロナウイルスによる出席停止」 ➡返金対象

※「新型コロナ」を疑っていたり、心配していることが、保護者から聞かれた場合は、「新型コロナウイルスによる出席停止」となり返金対象となります。受診した結果、後日コロナ以外の病名がはっきりした場合でも、遡らず、報告を受けた日（報告が午後等の場合は翌日）から病欠とし、返金対象としません。

例④

1日目:朝の電話連絡にて、保護者より「体調が悪い。休ませます。」

➡「病欠」 ➡返金対象外

2日目:朝の電話連絡にて、保護者より「今日も体調が悪いので、休ませます。」

➡「病欠」 ➡返金対象外

※申し出た欠席理由の中に「新型コロナ」という言葉を使わなければ、通常の「病欠」として、返金対象としません。

例⑤

1日目:朝の電話連絡にて、保護者より「本人は元気だが、近所で感染者が出たようです。“新型コロナ”が心配なので、しばらく休ませます。」

➡「新型コロナウイルスによる出席停止」 ➡返金対象

2日目以降しばらくの間:➡「新型コロナウイルスによる出席停止」 ➡返金対象

例⑥

1日目:登校後体調不良(発熱等の風邪症状)により、給食を食べる前に早退

➡「新型コロナウイルスによる出席停止」に準じて ➡返金対象

2日目:朝の電話にて、保護者より「まだ、熱が続いているので休ませます。」

➡「病欠」 ➡返金対象外

例⑦

就学援助等受給世帯は、「新型コロナウイルスによる出席停止」となっても返金対象外です。

就学奨励費受給世帯は、半額返金の対象となります。

## 5月の学校諸費振替日変更のお知らせ

4月21日配布の「学校諸費年間予定のお知らせ」や学年だより5月号等でお伝えしていましたが振替日の日程が下記のとおり、変更となりましたので、訂正いたします。

1回目振替日            5月6日 ⇒ 5月7日(金)

2回目振替日            5月10日 ⇒ 5月11日(火)